

諮 問 書

平成23年1月13日

春日井市国民健康保険運営協議会

会長 小林 忠 巳 様

春日井市長 伊 藤 太

国民健康保険税の課税限度額及び出産育児一時金の改正
について（諮問）

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、国民健康保険税の課税限度額及び出産育児一時金を改正することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(1) 改正内容

医療分の課税限度額「470,000円」を「500,000円」に、後期高齢者支援分「120,000円」を「130,000円」に、介護納付金分「90,000円」を「100,000円」に改める。

(2) 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

2 出産育児一時金の改正について

(1) 改正内容

出産育児一時金の支給について、健康保険法施行令において、4万円引き上げ42万円としている暫定措置が改正された場合は、これに準拠した取扱いに改める。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。